

## 令和7年度社会福祉法人指導監査説明会・研修会連絡事項

大田市健康福祉部地域福祉課

- 1 令和7年度の社会福祉法人への指導監査、介護保険施設等への運営指導**  
別紙のとおり実施いたします。(別紙は説明会当日、該当法人に配布します)  
あわせて、当市が事業者指定する介護保険施設等(地域密着型サービス事業所、介護予防地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所)への運営指導に係る予定もお知らせいたします。  
日程調整等につき、ご協力くださいますようお願いいたします。  
指導監査、運営指導については、実施日1か月前までに文書にてお知らせします。
- 2 定款変更に係る事前相談について**  
定款変更を行う場合には、理事会や評議員会を開催するまでに、事前に当市担当者と内容等についてご相談ください。  
評議員会での決議後、定款記載内容が適切でないことがありますと、改めて評議員会での決議を採り直さなければならない場合もあります。  
よろしく申し上げます。
- 3 社会福祉法人の会計や経理等に係る支援について**  
皆様におかれましては、ご存知のことと思いますが、社会福祉法人の会計・経理等に関しまして、社会福祉法人島根県社会福祉協議会からアドバイスを受けることができます。  
ぜひご利用くださいますようお願いいたします。  
なお、対面相談の場合は、事前に予約を取っていただきたいとのことです。

社会福祉法人島根県社会福祉協議会

法人支援部・経営支援係(島根県福祉人材センター内)

TEL: 0852-61-4151 / FAX: 0852-32-5956

email: [soudan@fukushi-shimane.or.jp](mailto:soudan@fukushi-shimane.or.jp)

[島根県福祉人材センター - 施設・事業所向け情報|経営相談のご案内|ご相談窓口](#)